

議会基本条例策定特別委員会会議録

1. 日 時 平成20年7月31日(木) 午前9時30分開議

2. 場 所 第3・4委員会室

3. 出席委員

委員長	松	野	豊
副委員長	藤	井	俊行
委員	酒	井	睦夫
//	戸	部	源房
//	田	中	美恵子
//	乾		紳一郎
//	高	橋	ミツ子
//	伊	藤	實
//	田	中	人実

4. 欠席委員 な し

5. 委員外議員 馬 場 征 興 議長

6. 傍聴議員

	堀	勇	一	議員	
	青	野	直	議員	
	関	口	和	恵	議員

7. 出席事務局員

事務局長	秋	山	純
事務局次長	倉	田	繁夫
事務局次長補佐	仲	田	道弘
主 査	竹	内	繁教

8. 報告事項

第1 第7回（7月9日）特別委員会会議録について

9. 協議事項

- (1) アンケートの実施について
- (2) 条例に盛り込みたい項目について
- (3) 今後のスケジュール及び協議内容（案）確認について

開会 午前 9時35分

松野豊委員長 ただいまより第9回議会基本条例策定特別委員会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

配付資料の確認をさせていただきます。本日の次第書がA4 1枚でございます。それから、アンケートの実施についての調査結果と、一昨日の中で、後ほど協議事項に入っておりますが、京丹後市議会と多摩市議会のアンケートの件が議題となりましたので、京丹後市議会と多摩市議会のアンケートをした目的、それから発案から集計までに要する時間等、それからかかった予算等を事務局のほうでまとめていただきましたので、それに関する調査結果の資料がA4で1枚でございます。それから、(2)の協議資料につきましては7月9日にお配りいたしました一覧表でございます。資料の配付漏れはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、報告事項、確認事項ということで、(1)、第7回、7月9日に開催をされました特別委員会会議録につきまして、一昨日、7月29日に皆さんに配付をさせていただきましたが、特に内容等に変更等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、御了承いただいたということで、早速7月9日分の委員会会議録につきましては流山市議会のホームページのほうに掲載をさせていただきます。

それでは、3番、協議事項に入りたいと思います。早速ですが、アンケートの実施についてということで協議をしたいと思います。

お手元の京丹後市議会の多摩市議会の一覧表を御参考ください。これは、事務局のほうからちょっと補足説明をお願いいたします。

竹内さん、よろしく申し上げます。

竹内議会事務局主査 皆さん、おはようございます。事務局の竹内でございます。お手元にお配りいたしましたアンケート実施について調査結果内容につきまして御説明させていただきます。

京丹後市議会と多摩市議会につきましてアンケートを実施しているという各委員の御発言がございましたので、調査させていただきました。配付資料にありますようにアンケートのタイトルいたしまして、京丹後市議会は京丹後市議会に関するアンケート調査、多摩市議会は市議会に対する市民の意識調査というタイトルでアンケート調査をかけております。

京丹後市議会のアンケートの目的でございますが、京丹後市議会は平成18年9月に議会改革特別委員会を設置されておまして、改革の検討課題をそのとき8点に絞っております。例えば議会基本条例、議員定数などを含めて8点を掲げまして、課題の調査検討の手法として研修会、他市の先進地の視察の実施、懇談会、公聴会の実施をされておまして、そのほかの一つのツールとして

アンケート調査を行っているということでございます。

多摩市議会でございますが、こちら本市議会と同様に議会基本条例制定を目指す議会改革特別委員会を平成19年9月に設置をされております。この特別委員会で議会改革項目を議論していく中で、市民の意見を一度聞いてみてはどうだろうかということで、市民意見や要望を聞いていこうという手段としてアンケートを実施することとなったようでございます。この特別委員会では、参考ではございますが、来年の9月改選の前に上程を目指していくということで条例の項目を検討中ということでございました。

次に、アンケート発案から集計までに要する期間でございます。京丹後市議会でございますが、アンケートを実施しようという意見が出てから回収結果のまとめまででございますが、3カ月間を要しております。ただ、3カ月間の間に4回の特別委員会、7回の作業部会、こちらは部会制をとっておりますので、計11回の会議を経てアンケートの項目を検討し、戻ってきたアンケートの検証をし、さらに集計をするということは、各議員がそれぞれ項目検討、集計作業等をされたということで、土日の部分も含まず11回の会議が必要になったということでございます。

続いて、多摩市議会でございますが、アンケートを実施しようという発案から回収結果のまとめでございますが、アンケート項目は議員の皆様がすべて項目を出して整理をされています。それを含めまして、3月議会が絡んだということもございますが、集計までに5カ月を要しているということでございます。

続いて、予算的な面でございますが、京丹後市議会は議会費の中で対応いたしまして、2,500通の発送をしたということで30万1,000円の経費がかかっております。多摩市議会でございますが、回収封筒の作成は各課に依頼をいたしまして、封筒やラベルシールの在庫を積極的に使用した結果、郵送料、結果報告書の作成経費を含め1,500部の発送を行いまして、約21万円の経費がかかっております。ただ、その中には事務局員等の残業もあったということでございまして、見えない経費として職員人件費等もかかっているということでございます。

以上でございます。

松野豊委員長 竹内主査、ありがとうございました。

何か御質問とか御意見等がございましたら。

戸部委員。

戸部源房委員 議会基本条例、昨日も言いましたけれども、その過程が大事だよということで、時間があればそういう形でやっていってもいいと思うのですが、今回は約1年間で議会基本条例をまとめ上げていこうと。ちょっと性急なのだけれども、そういう中で考えますと、京丹後市議会あるいは多摩市議会のようにアンケートをきちんとやって、それを参考にして入れるというのはなかなか難しいかなと。そういうことで、できたら市民の意見とかアンケートは必要ですので、こちら辺はスケジュールにあるのですけれども、シンポジウムを聞いて、どういう意見があるか、あるいは南

部、東部、中部、北部とありますよね。これは、市民の意見も聞くのですけれども、そのほかアンケートというような形で収集したらどうかと。私は、今の流山市議会の現状、それを踏まえますと、そこら辺が妥当な線かなというふうに思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 前回アンケートの実施について検討してほしいということで私のほうから提案したのですけれども、確かにスケジュール的にかなりきついで、この特別委員会でやるという点については難しいかなというふうに思いますけれども、これまでのこの特別委員会の議論の中で欠けている部分があるのです。それは、今の市民が流山の議会に対してどういうふうに考えているかという、そこを議員が共通で認識を持つための資料が全くない中で、それでそれぞれが支持者だとか市民と接触する中で感じていることをベースにして議論している部分があるので、この特別委員会が終わっても議会改革はやらなくてはいけないし、それからこの基本条例の中でも議会への市民参加という問題がやっぱり大きなテーマなので、特別委員会で無理とすれば議会運営委員会等でちょっと検討していただきたいと。次年度でも構いませんし、そういうことでやっていく必要があるのではないかなというふうに思っています。

松野豊委員長 ほかいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、この特別委員会では、ちょっとまとめますと、画面にも出しておりますけれども、10月4日のシンポジウムの際に参加者の方に御協力いただいてアンケートをいただくと考えております。このアンケート案の協議については、8月か9月に案を皆さんにお示しして、皆さんで協議して、何を聞くかとかどんなこと聞くかというのはまた話し合っていて決めていきたいと思っておりますし、その後10月25日、それから11月15日に意見交換会がございますので、このときにも当然シンポジウムとはまた違った形で、シンポジウムと意見交換会の目的が微妙に違いますので、違った形でアンケートを作成して市民の方から御意見を伺う、あるいは意見交換会の場合は市民の方からの生の意見を伺うということですから、アンケートとは別に例えば要望シートというものを会場にお配りして、市民の方から、その骨子案を見て、ここをこうしてほしいとか、ここをこう変えてほしいとかいう要望はしっかりと受け取るような形にして、それとは別に京丹後市議会とか多摩市議会で行ったような市民に対する議会の意識調査的なものはこの特別委員会ではなくて議会改革というところで、現状ですと議会運営委員会になるのかもしれませんが、議会運営委員会で今後協議をしていくというまとめでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、アンケートはそのように整理をさせていただきます。

次に、(2)、条例に盛り込みたい項目についてです。一昨日の続きになりますが、21番からということになります。1項目ずつ審議をいたしまして、盛り込むのか盛り込まないのか、盛り込

むとすればなぜそれが必要なのかも含めて議論をしていきたいというふうに思います。

それでは、21番、最高規範性ということです。この最高規範性というのは、議会基本条例に関する最高規範性ということかと思えます。議会運営の最高規範とその範囲、それから議会及び議員の責務、それから関連法規で言うと流山市議会議員政治倫理条例、議員の責務関連ということで、今日議会提要进行を皆さんにお配りしていますので、この議会提要の中に政治倫理条例は記載がされておりますので、そちらを御参考いただきながら、盛り込むのか盛り込まないのか、盛り込むとすればなぜそれが必要か等、御意見いただければというふうに思います。

戸部源房委員 議会は、常に行政に対する監視とチェック、それから提案に基づいて流山市のまちづくりに貢献するという、あと条例等の政策をします。それを市民に公開していくということが原則だと思うのですけれども、今現在行われている議会基本条例はそのようなものをすべて網羅した形で検討されているので、これは現在時点ですよ。現在時点では議会運営の最高の規範だろうと。これは、はっきりとうたっていないのではないかと。今後は、情勢の変化等々によって改正も必要だと思うのですけれども、現在においては、そういうことははっきりとうたって、議員自らも質を正して、そういう目的に沿って邁進するという意味ではいいのではないかなというふうに思います。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤寛委員 最高規範ということでは必要だと思います。議会としての一番上の位置づけという形を明確化すべきだと思います。ただ、他の条例との関連については、またそれはそれでいろいろ考え方がありますが、議会としての最高規範とすべきだと思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 質問があるのですけれども、この一覧をまとめた事務局の竹内さんに伺いたいのですけれども、最高規範性のところで、最高規範だから、それだけでいいのだと思うのだけれども、政治倫理条例が関係法規として出てくる。これだけが出てくるのはなぜなのか、ちょっとそれがよくわからないので、その辺を説明してください。

松野豊委員長 竹内主査。

竹内議会事務局主査 今回まとめさせていただいた中で、真ん中の部分で、提案時の具体的構成内容という中で、最高規範性の中で、議会及び議員の責務という部分も提出されていた委員の方がいらっしゃるだったので、政治倫理条例に若干かかわるのではないかとということで整理しておりますので御理解いただければと思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 わかりました。それはいいです。私もこれまで議論してきたところですので、最高規範性はしっかりうたうと。議会にかかわる条例、規約等の法体系の中での最高規範性を有するというふうにはっきり掲げることが妥当だと思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 ちょっと自分の中でも意見がまとまっていなくて申しわけないのですが、最高規範性を書くのはいいと思うのです。そうすると、自治基本条例、検討協議会ができましたけれども、その自治基本条例に最高規範って書かれていますよね。そして、今度は自治基本条例の案の中に議会のことが書かれていますよね。そうすると、自治基本条例と議会基本条例の関係性というのが当初から問題提起されていて、そのところはまだはっきり結論が出ていないように理解しているのですが、当然そちらとの影響も出てくると思うのです、私は。ですから、それは別な議論のところをやるとして、議会の中での最高規範ということに位置づけるということについては異議がありません。ただ、その辺のことを念頭に置きながら位置づけすべきだろうというふうに思います。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 盛り込みたい事項の中に、議会の説明責任、あるいは議会、議長、議員の責務ということで、私も載せていただきたいということで書いた記録があります。当初から述べているように、あくまでも、地方議会の議会基本条例制定の資料をいただいたときに、栗山町並びに三重県とか入っていた資料を見ながら、もとにして自分なりに精査した中で選んだ盛り込みたい事項であったわけです。最高規範ということで位置づけるとする場合は、あくまでも流山市議会としての最高規範であって、自治基本条例などで言う一般的な憲法や自治法や条例等々の関係というのはあるわけですから、あくまでも流山市議会としての最高規範であるということをやろうかやらないかは別ですけれども、そういう認識のもとに入れるならばよろしいのではないかと考えます。

松野豊委員長 藤井副委員長。

藤井俊行副委員長 私も皆様と同じように議会の最高規範ということでここに掲載していくべきだと思います。その大きな理由としては、地方分権が進んで二元代表制が構築される中、議会の質もさらに向上していかなければならないということもある、そういうことを考えて最高規範ということでさらに議会の質を上げていく、それと皆さんの今までの意見も聞いていきますと、理念条例だけでおさめるのではなく、ある程度フルセット型に近いようなものに何か方向性が進んでいるように思われます。そういう部分も考慮しますと、他の議会にかかわる条例や規則等も網羅して行って、ある程度精査していく、そして議会の最高規範として構築していくべきだと思います。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 議会の最高規範という言葉が使われているのですけれども、正確には議会運営の最高規範が正しいのではないですか。自治基本条例というのは、行政運営から議会運営からトータルとしての運営の最高規範で、その中で議会にかかわるものについては議会運営の最高規範がこの条例であると、私はそういう認識をして、草間研究員にもそういう質問をして、彼も同じ認識だったのですけれども、それで私は割り切っているのですけれども、まだ本当にそうなのかという、対等ではないかというような意見も今までありましたので、その辺はちょっとまたクリアにさせていただ

ればいいと思いますが、言葉の使い方としては議会運営の最高規範ということでお願いしたいと思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 そうだと思います。自治基本条例、議会基本条例で最高規範という言葉を使うにしても当然地方自治法との関係があるわけで、その最高規範の頭に今酒井さんが言われたように「議会運営の」と入れれば法的にもきちんと整合がとれると私は思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 今の議論なのですけれども、伊賀市の条例を開いていただければと思うのですが、最高規範性について第22条に書いてあるのですけれども、ここでは議会運営のって特にそこに狭めていないというか、限定をしていなくて、議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例、規約を制定してはならないという、そういう書き方をしているので、議会運営の最高規範なのか、それとも議会における最高規範なのかというのはもう少し議論をする必要があるかなと思います。

松野豊委員長 今日は、草間研究員が欠席ということもありますし、それこそ専門的知見が必要かなという部分もあるので、今後骨子案ができて、その後文書の案ができていくときに再度議論するという整理でよろしいですか。

それからあと、先ほど田中人実委員からあった自治基本条例の議会の項目のところとの整理というのは恐らくもうちょっと後で、ここで来年の2月26日に法規審査及び各委員の最終確認というのがありますけれども、そこで法制担当者なんかも入れて、企画といいますか、市の執行部のほうの自治基本条例の担当者ともよくすり合わせをしながら整理をしていく必要があるかなというふうに思います。現時点では、もちろん今後も議論していくこととして原則盛り込む方向と。ただし、現時点では、議会運営、そこにとられることなくという乾委員からの先ほどの御発言もありましたが、盛り込むということによろしいですか。詳細は、また改めて皆さんで協議していくという整理にしたいと思います。

戸部委員。

戸部源房委員 その後に条例の遵守と市民の責任ってありますよね。これも同様なのですよね。要するに、最高規範でこれを定めるならば、全部条例とか規則というのはそれに影響されるということです。その規定に沿っていかなければいけないという意味です、私が提案しましたので。そういうことですので、それも含めて考えていただきたいと。

松野豊委員長 それでは、21番はこの程度にしたいと思います。

次に、22番、議会運営の原則、予算、決算特別委員会の委員構成、議員の2分の1で構成、関連法規は会議規則全般ということですが、これはいかがでしょうか。

田中人実委員。

田中人実委員 これは、私が提案をさせていただきまして、あれは岸和田だったかな、総務委員会で行ったときに、二元代表制の議会が一番大きな役割の中で重要なのは予算の審査と、それから執行した後のチェックですので、特別委員会等で比例案分でやっているところが大半だと思いますけれども、全国的に見て議員定数が法定数より下回っているところが大半ですよ。そういう中で、議員の数も減っているわけですから、従前の会派の比例案分でやると特別委員会の委員の数が少なくなる傾向にいくと思うのです。会派構成によって違うと思いますけれども、一概に言えませんけれども、そういう中で多くの議員が予算、決算にかかわって行政をチェックするという意味においては、できるだけ多くの議員が予算、決算にかかわれば、要するに4年間の任期の中で予算、決算それぞれ4回あるわけですから、恐らく大半の議員が2度ぐらいい経験するだろうと、そういうふうに思いますので、ぜひともこれは盛り込んでいただきたいなと考えております。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 予算、決算の場合、回数が増えればそれなりに質的に上がるということはわかるのですが、現状市から出されている資料というのは大まかな款とか項までですよ。国会の場合は、全部出されますよね。ですから、それに至った過程というのは今のところわからないのですよ。そういう意味で、ただ単に議員の定数をどうのこうのではなくて、そこら辺も含めて考えていかないと二元代表制のあれにはならないのではないかなと。今の執行部の提案をそのまま受け入れて、ただ人数だけ増やしたって、そんなのできませんよと、私はそう思うのですよ。ですから、そういうことも含めて検討していかなければだめだと。それで、予算でも決算でも、特別委員会でも常任委員会でもそうなのですから、これは多数決なのですよ。ですから、ある意味では市民の代表である議員の権利を保障していかなければいけない、そういう意味合いもあるのですよね。ですから、これに関してはそういうことまで含めて討論する必要があると、私はそういうふうに思います。できたら、この問題については議会運営委員会でやったほうがいいのではないかなと。

松野豊委員長 ちょっと整理します。とりあえずこの中身云々ではなくて、今この協議をしているのは、条例に盛り込むか盛り込まないかということで議論をしていただければと思います。

田中人実委員。

田中人実委員 今の戸部委員の論理は、論理になっていないのですよ。執行部は、当然都合の悪いことは隠すのだよ、役所というのは。それを調査して、要するに勘どころですよ。ここがおかしいと思ったときにこの資料出せと、それでチェックしながら、その経過が正しいかどうかを調査するのが議員なのです。だから、それは数が多いほうがいいの。それをやるのが二元代表制を高めて行政をチェックすることだと思う、私は。

松野豊委員長 ちょっと待ってください。静粛に願います。

先ほども言いましたけれども、予算、決算特別委員会の人数を増やすか増やさないかの議論をしていただくのではなくて、そういうことを人数の規定まで含めて、現状流山市議会は、常任委員会

あるいは特別委員会の人数に関しては、申し合わせだと思うのですが、申し合わせで決めているのです。申し合わせで決めているので、人数を増やすか増やさないかの議論を今するのではなくて、これを議会基本条例……今は申し合わせで決めているわけです。申し合わせで常任委員会7名、それから特別委員会は、特別委員会によっても違いますが、例えばこの議会基本条例で言えば、通常の申し合わせですと、1人会派の方は特別委員会に入れないという原則の申し合わせをつくっていますが、議会基本条例は議会にとって最重要項目なので、1人会派の方でも特別委員会に正式に委員として参加していただきましょうという話し合いをした上で、皆さんが了承した上で申し合わせで規定しているわけです。それを申し合わせではなくて議会基本条例に入れるか入れないか、その議論をしてほしいのです。

田中人実委員。

田中人実委員 申し合わせというのは、その時々議員構成で変わるわけですよ。基本条例というのは、ずっと永遠に見直しがあるとしても変えないということでしょう。そういう意味で私はここで規定してほしいということです。それと、事務局、申し合わせは議運だけで決めるの。代表者会議も絡んでいるのでしょ。

松野豊委員長 特別委員会の人数だったり常任委員会の人数を決めるプロセスというのは、議運の中で申し合わせでやるのか、代表者会議と議運と両方でやるのか、代表者会議で決めているのか。

暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

松野豊委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

仲田補佐。

仲田議会事務局次長補佐 常任委員会は、もう既に人数が委員会条例で決まっています。それで、議会運営委員会の申し合わせ事項ということで、議会運営委員会でこれを決めています。105ページになります。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 議会運営委員会以外の特別委員会あるでしょう。それは、どういうふうに決めているの。

松野豊委員長 仲田補佐。

仲田議会事務局次長補佐 こちらの議会運営委員会の申し合わせ事項は、議会運営に関する申し合わせということで、すべての特別委員会において、すべてといいましょうか、その原則という形で決めているわけです。ですので、各会派3人以上の会派から1人代表を出すというような形で取り決めをしているわけです。そこで、5人まで1人、10人までは2人と、そのような形で特別委員会

についての委員の選出方法の基準ということになっております。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 議会運営はそうでしょう。ほかの議会報編集委員会とか……議会報編集委員会は正式な委員会になったのだけれども、つくばとか、そういう特別委員会の案分はどうやって決めているの。会派でしょう。会派で何人というのはどこで決めているの。要するに、3人以上で1人で選ぶと書いてあるのだけれども、これは変えることができるのだから、変える場合はどこでどう決めて行くの。

松野豊委員長 105ページを見ていただきたいのですけれども、議連の申し合わせ事項、組織のところをちょっと読みますね。「委員は、議員3名以上をもって構成する会派から次の区分により推薦する。この場合によって会派の人数が16人以上となったときは、委員会において別途協議する。ただし、議長が特に認めるときは3人未満の会派から委員を推薦することができる」というふうに記載してあります。

田中人実委員。

田中人実委員 これを改編するとき、例えば2人会派制もあるでしょう。そういうときは、どういう手続を踏んで、2人でも会派と認めているという議会もあるわけだから、変える場合はどういうプロセスで変えていくのと。

松野豊委員長 中田補佐。

中田補佐 こちらのほうは、当初改選されたときに議会運営の基本という形で3人以上の会派から1人を選びますよという基準を皆さんで定めていただいております。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 正規に決定するのは議連ですよ。ただ、その前段で代表者会議は非公式だとか何とか言っているけれども、今までは前段で各会派で調整しながら、それが非公式なのだよ。やってきたわけだよ。そういうことがあるから、そういう下のところで打ち合わせしながら表に出てきて議連という決め方ではなくて、この議会基本条例の中にきちんと定めたほうがいいのではないかと、そういう意味で言っているの、決算、予算特別委員会の人数は。そうしないと、その時々議会の構成で変わってくるでしょうと、増やすにも減らすにも。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 議会運営の原則という中には、項目というか、今おっしゃっているように、配分というか、組織の構成のあり方の変更を目指した形での提案だったけれども、その他やるべき議員の活動とか、あるいはこういう各項目、ここの全体に乗っているように種々あると思うのですよ。その中で、私は盛り込んでいいと思うのですが、内容については、どのようなものを盛り込むかはこれからやるわけですから、項目はたくさん入れればあるし、絞れば絞った形で条文で整理するとかということもできると思いますけれども、それは後でいいと思います。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤寛委員 22番につきましては、議会運営の原則というタイトルは非常に大きなタイトルで、いろんなものが含まれてしまうと思うのです。ただ、それについて予算、決算委員会の人数だけが書かれていることは、提案があったからそうだと思うのですが、いわゆる基本条例の中で数字的な問題は要らないのではないかと。必要であれば、現在ある提要の中でも決まっているわけですから、わざわざ条例の中で決めるべき内容ではないかなというふうに思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 議会運営の原則という枠の中で具体的なのが入っているので、そういう議論になっているのですけれども、この項目を入れたとしても、全体の条例案が出てきたときにちょっとちぐはぐになる可能性が出てくるので、人数がどうのこうのというよりも例えば考え方の問題ですよ。予算、決算にはなるべく多くの議員が参加するとか、そういうふうなことだったら反映できるのかなというふうに思います。議会運営の原則ということ言うと、ほかのを見ても、議会運営の原則というふうに運営の原則をまとめているところもあれば、議会活動あるいは議員活動の原則というふうにまとめているところもあるので、ちょっと違うのですけれども、その辺を議会運営の原則だけ入れるというふうにまとめるのか、あるいは議会活動、議員活動の原則というふうにまとめるのかというのはもう少し考えなくてはいけないのではないかなと思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 今乾さんに言われた議会運営の原則のタイトルと私が提案したことがなじむかなじまないかはさておきまして、要するに二元代表制を高める上において今くしくも戸部さんが数だと。数なのです。それは、執行部に対しての数なのだよね。議会の中だけの主導権を争うための数ではない。要するに、数をどう執行部に対して示すかということが28人選ばれた議員一人一人の最大のチェック力を高めるのです。そういうことなので、乾さんが言われた書き方は別にして、より多くの議員が審査にかかわらねばならないとかするべきだとか、そういう条項をぜひ書いてもらいたい。

松野豊委員長 もう一回くぎを刺しますけれども、ルールにのっとって会議を進めてほしいのですけれども、中身についてはなくて、例えば今乾委員がおっしゃったような項目とか、今田中人実委員御自身もおっしゃっているように、たまたま予算、決算は議員の2分の1って当初は書いていますけれども、数云々ということではなくて、大項目というか、議会運営の原則とか活動とか、そこを入れるかどうかということで議論してください。予算、決算委員会の人数を現行より増やすとか増やさないという議論はこの会議では進行上議論しないでください。

田中委員。

田中人実委員 タイトルに沿って項目を挙げてくれと言われたから挙げたのですよ。その挙げた項目を何で審査しない。それはおかしいではないか。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 項目でまとめたから私は言ったのだよ。予算とか決算というのは、執行部も問題があるし、それからうちのほうの体制も問題があると。今後の検討課題としてはいいのだけれども、だから私は議会運営委員会でさらに検討すべきではないかと言ったわけだよ。それで、議会運営の原則を基本条例で決めているのだよ。全部なのだよ。だから、こういうタイトルではなくて、議会の活動原則とか、そういう形に変えなければいけない。これは、みんな話し合ってきているのだよ、全体的なことは。だから、この問題はほかで話し合われているので、この項目は必要ないというふうに思います。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 この議会運営の原則の中には基本項目ってたくさん出てくるのだと思うのですよ、議論していけば。その中で盛り込む例として、田中委員は、議会の構成の問題ですか、人数の問題に重点を置いて載せてきたということであるから、その説明をしているのであって、実態は盛り込むべきであるということになっていると思うのですよ、皆さんの意見が。委員長、その辺で集約してよろしいのではないのでしょうか。

松野豊委員長 整理するとすれば、今ざっと一覧が出ないのですけれども、ネットで伊賀市議会と三重県議会と栗山町をざっと見たら、議会の活動原則という表現しか見つからないのです。今事務局に運営原則と入っているやつがあるかどうか、あるいは委員の中でもしわかる方いらっしゃれば。先ほど乾委員から……三重県があるようですが、運営原則という表現の仕方をするか活動原則という表現の仕方をするかは後日議論するとして、いわゆる活動なり運営の原則については入れるということで、皆さんそれは理解一致しているということによろしいですか。

酒井委員。

酒井睦夫委員 議会運営の原則というと、何人かの方が言われたように基本条例そのものになってしまっているので、この項目の表現を変えると。例えば委員会構成の原則とか、そういうふうになれば田中さんが言われたような内容がぴったりになるので、その項目の表現を変えるということを提案したいと思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 それで結構です。それで、決算と、それから予算の特別委員会ではなくて、要するに委員会の構成ですよ。常任委員会は別にして、そういう特別委員会においてより多くの議員がかかわってチェックできると、そういうことが盛り込まれればいいわけですよ、2分の1ということがあろうがなかろうが。そういう意味でここに記載していただければと。

松野豊委員長 そうすると、1つ整理をしないといけないのは、今日結論出るかどうかは別として、例えば京丹後市議会の例で言うと、7月11日に勉強会、集中講義で大同議長がおっしゃっていましたが、条例は比較的、余り具体的ではなくというか、解釈がある程度とれるような広い言葉で設

定しておいて、議会運営基準というものをつくって、それを議会運営委員会で比較的臨機応変に時代に即して変えていくような形をとって、それとは別にまた会議規則があったり委員会条例があったりして整理をしているという例がありましたけれども、それを全部盛り込んでしまって、例えば流山市、我々がつくる議会基本条例は、規則の部分全部盛り込んでしまってフルセット型にするのか、あるいは大枠のところでは議会基本条例にしておいて、運用基準をつくって、さらに規則等の仕分けをするのか、この辺のこと、今日は時間に限りもありますので、今日はちょっとすぐ議論するというのは難しいですけれども、1回それを議論してから整理をしないとイケないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 先ほども申し上げましたけれども、最高規範とするということを条項に盛り込むということであるわけですから、やたらそのときそのときの考えというか、思いつきのように入れたら、後が条例改正ということで非常に厳しいあれになってくると思うから、条文の文言なりまとめ方、そこによって、それを含めたような文言にしておくとか、具体的に何名を何名とか、あるいはこうするというのを出してしまうと……条例というのはそういうものだと思うので、今まで見てきても、非常に理解しにくい、中身がわからないというのが条例だけれども、もっとやりやすくしていくのがこの流山市議会の基本条例だとは思いますが、極力余り具体的なものは別なもので設けておいたほうがいいと思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 この議会基本条例策定特別委員会にだって1人会派から出ようと私が提案してそうなので。数の書き方は別だけれども、そういうふうには書いておかなかったら、次改選になってそうなるかどうかって保証なんか一切ないでしょう。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 私は、はっきり言って、議会運営というのは全般的に基本条例全体を言っているのだから、これは別問題だよと。議会の活動原則というのであればわかるよと。それで、委員会構成の問題とか、そういう問題については、議会基本条例の中で今後話を詰めていくことはいいよ。ただし、予算とか決算って特別に出てくると、それで人数まで規定してくると、やはりいろんな問題があるのだよ、これは。だから、その問題については、とことんやったらそれは物別れになってしまうということが出てきますよと。だから、先ほど言ったように、私は議会基本条例をきちんと……言葉の問題でどういうふうに並べるかわかりませんよ。1人会派も議会基本条例とか自治基本条例のあれに入れているわけだから、そういうこともありますし、いろいろあるのだけれども、それはそれとして基本条例で決めて、その後具体的にどうするかというのはやるべきだなと。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 こんなのは取り上げるべきではないとか最初言ったけれども、提案したから初めてこ

うやって議論になって検討しようといくのですよ。物事というのはすべてそうですよ。従来の発想でこんなのおかしいと言ったって、ぼんと出たときにとにかくみんなで研究して議論を闘わせて、何とか基本条例になじむような条項を考えていくのがこの議会基本条例を自らつくるといことでしよう。これが議論ですよ。

松野豊委員長 そうなっているではないですか。今それで議論しているではないですか。余り感情論で議論しないでください。

乾委員。

乾紳一郎委員 検討項目と違うレベルの議論なので、1つは検討項目、要するに議会運営の原則というのをどうするかということはまず結論を出すということと、それとあと予算、決算の委員構成の問題については、田中さんがそういう提案を出しているし、それはほかではないけれども、流山ではどうするという検討はすべきだと思うのですよ、出されているわけだから。それがさっきおっしゃったような委員会構成の原則というふうになるかどうかはともかくとして、これから条項をまとめていく中で田中さんにも提案してもらって再度議論しましょうよ。どういう形にしたらおさまるのか、あるいは必要ないのかも含めて、そこは再度議論をしていったらどうかと思います。私も予算、決算などの審議について項目を起こしてもいいなという気がしないでもないのですよ。そういうことも含めて提案してもらって、我々も考えて再度議論しましょうよ。それは、ここでやめようということではなくてね。

松野豊委員長 済みません。乾委員に委員長にかわりをしていただいて、まとめていただきましたけれども、私も乾委員と同感で、ここで盛り込むという結論は今の時点で出せませんよと。盛り込まないという結論も出せませんねという話だと思います。議論のレベルの階層がちょっと違うので、先ほどの繰り返しになりますけれども、議会基本条例を京丹後のように、理念型という言い方がいいかわかりませんが、理念型にしておいて、運用基準をつくって議会規則と別にするのか、そういう体系的なものも全部含めて議論をしなくてはいけない項目なので、今日のところは議会運営の原則あるいは議会活動の原則ということを盛り込む方向で検討することと、あと委員会構成の原則も御提案がありますから、盛り込むか盛り込まないかは今後研究を重ねていきながら、その骨子ができてきた段階、全体がもうちょっと見えるようになってきた段階で、具体的にどういう表現で入れるかということは現時点では盛り込む方向で検討するという事で整理をさせていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、22番は以上にしたいと思います。

次に、23番、議員研修の充実強化ですが、次のページの25番にも議員研修の強化と同じ項目がございますので、議員研修について議会基本条例に盛り込むか盛り込まないか御意見をいただければと思います。

乾委員。

乾紳一郎委員 余り意見の違いはないと思いますので、ほかにも議員研修の充実強化ということは議員の責務が何かで入っていますので、これは盛り込めばいいと思います。

松野豊委員長 ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、これは盛り込む方向で検討していくということにしたいと思います。

次に、24番、議会図書室の設置及び充実と市民開放、これは図書室の市民開放という意味だと思いましたが、市民開放ということですか。御意見いただければと思います。

乾委員。

乾紳一郎委員 まず、質問なのですけれども、ちょっと確認したいのですけれども、市民開放って書いてあるのだけれども、基本的には市民から図書を閲覧したいという場合には開放しなくてはいけないはずなのだけれども、その辺はどうなのですか。

松野豊委員長 倉田次長。

倉田議会事務局次長 これは、地方自治法第100条第18項、図書室は一般にこれを利用させることができる。この権限は議長にございます。現状は、逆に言いますと、そういう申し入れはないということです。委員会の会議録等についての閲覧というか、そういう例はございません。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 この24番の項目につきましても、おくれればながらですけれども、後から出させていただきました。私は、議会図書室の設置及び充実と市民開放ということで出したのですが、その理由は、流山市の図書室はまだ充実されているとは私は思えないのです。必要な書類は、みんな政務調査費だとか、前で言えば研究費で購入しながら自分が勉強してきて、難しいのはあるのですけれども、もう少しわかりやすく勉強できるものもないかなということで、見るとなかなかないという中で、図書室の充実は予算要望の中でも出てきた記憶があります。そういった中で、市民の皆さんも議会の議事録等を積極的に見たいという方もこれからますます多くなるという中で、ぜひ載せるべきだというふうに考えます。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 私も栗山町の議会基本条例をもとに流山市の現状を見ると、流山市の場合は非常に図書室が不満足かなと。私が見に行っても必要な資料等々も少ないわけです。ですから、図書室の充実と、それから議員においても、視察研修に行きましたら、ただ単に報告書を出すということではなくて、市民にもわかるような、そういう工夫もしながら充実させることが必要だと思います。それで、今現在は市民が奥のほうにあって全然利用しないよね。そういうことなので、開かれた議会、あるいは市民参加もこれからはどんどんしていただくということの意味では、住民公開もこれから積極的にうたってやっていくべきだと、そういうふうに思います。

松野豊委員長 再度整理させていただきますが、条例に盛り込むか盛り込まないか、盛り込むとすればなぜ必要かということで、議会図書室の充実そのものが非常に大事だということの議論も大事なのですが、これを議会基本条例に盛り込むか盛り込まないかということと分けて考えるというか、一つは、私も専門家ではないので、わからないので、法制担当の吉原さんが今日休暇をとっているので、今日結論を出せないかもしれないのですが、実は地方自治法の第100条、先ほど倉田次長が御説明いただいて、画面に出ていますけれども、地方自治法第100条の17に、議会は議員の調査研究に資するため図書室を付置し、前2項の規定により送付を受けた官報、広報及び刊行物を保管しておかなければならない。18で、前項の図書室は一般にこれを利用させることができるって自治法で規定されているわけです。その自治法で規定されているものを条例でもう一回なぞらえて同じものを入れることがまず法解釈上オーケーなのかということで、オーケーかもしれないし、余りそぐわないということかもしれないですが、法制担当が休みなので、わからないのです。なので、議会図書室の充実と市民に開放することは大事だというのは多分皆さんの共通見解だと思うのですが、それを議会基本条例に入れるかどうか、自治法で規定されているものをまたさらになぞって基本条例に入れることが条例制定上そぐうかという話、専門的知見もないので……

田中人実委員。

田中人実委員 たしか議会費の要望のところで図書の充実って出しましたよね。具体的に事務局に聞きたいのだけれども、事務局としてどのような図書を買って充実したのかということを知りたいということと、市民に開放というのだけれども、市民に開放した場合にああいう図書あるいは資料等を貸し出すのか、それともあそこで閲覧に限るのか、その辺の具体的なことがイメージできないと何とも言えないのだけれども。

松野豊委員長 倉田次長。

倉田議会事務局次長 まず、今年度、委員が言われるように、予算は大幅に図書費の購入費で実際に図書は今購入しております。具体的なのはちょっとあれなのですけれども、あと今図書室の整理、つまり古い本が相当入っているのです。それをまず1回整理させていただいて、新しいのとか、あるいはもう制度的に変わっているやつとかありますので、それを全部まず入れかえるということは今考えております。一部は、もう既に購入しております。

あと、市民の方の関係なのですけれども、あくまでも議会図書室を設置するというのは、法の趣旨は、議員のための勉強というか、調査研究のための図書室なのです。一般的な図書館とはちょっと趣旨的に違うということがまず1点ございます。ですから、あくまでも一般に利用させることができる。つまり、逆に言えば、できるということは議長の許可ですから、中にはこれはだめですよということも可能なわけなのです。でも、図書館はだれでも見られるということです。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 そんなことはわかっているのです。市民に開放するって書いたところでどういうふう

に開放するのがイメージできないと。例えば貸し出しはしないわけでしょう、図書館のように。あそこで読むわけでしょう、閲覧で。ちょっとした資料を閲覧するのなら30分、1時間で済むかもしれないけれども、あの図書をあそこで読みたいとなったら長時間図書館のようになってしまうわけですよ。その辺をどうするのがわからないと。

松野豊委員長 倉田次長。

倉田議会事務局次長 その辺の運用についても当然協議は必要だと思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 市民への公開の問題なのですが、今ホームページに上がっているのですが、平成15年以前の議事録については来ないと見れない。図書館に行けば、本会議は見れるけれども、委員会関係の議事録は見れないので、こっちの図書室に来るしかないと思うのです。その際に、今議長に申し入れて見せているわけだから、それは市民に公開しているということで考えていいのではないかと思うのです。それを栗山町のほうのやつには書いてあるのだよね。町職員が利用できるというふうに書いてあるし、さっき見たら、三重県の県条例は、議事録とか資料については図書室で閲覧することができるとか、そんなのは基本条例に出ているので、決してこの条例の中に盛り込んでもおかしくはないというふうに思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 基本的には自治法で出ているということがありますけれども、具体的には流山市の場合は機能していないわけですよ、実際問題。議員の研究とか調査のための資料、それも充実していない。それから、いろんな面でも市民がどこにあるかわからない。そういうのが開放されているかわからないという状況の中で、これは議会基本条例の中に入れて、はっきり議員のほうもこういうふうにやっていますよ、こういうものに関しては市民にどんどん開放しますと市民参加も促して、お互いに流山市のまちづくりのために貢献するような形ではっきりとあらわしていったほうがいいと。実際問題、議員でもそれなりに自分の本というのはしっかり持っていると思うのです、いろんなものをやる場合。ここら辺が充実しなければ、人からのいろんな聞いたりというものもありますけれども、本から学ぶ点もありますので、ここら辺も含めてははっきり掲げたほうがいいのではないかなと、そういうふうに思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 この項目が議会図書室の設置及び充実と市民開放と2つの側面があるので、それぞれ整理して考えたほうがいいのかと思うのだけれども、1つは、議会図書室の充実が議員の政策活動を支えるために必要だというのは一致できると思うのです、その辺については。それを基本条例に書くか書かないかというだけの問題だと。市民開放ということについてどう考えるのかということだというふうに思うので、さっき言ったようにほかの基本条例でも書かれているので、どういう表現になるかはわかりませんが、市民が議会図書室を使って議会の資料を見るということは書き込

んでいいのではないかなというふうに思います、市民参加というふうな意味で。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 書くなら、先ほど乾さん紹介したように、図書室でいろんな資料とかこういうものは閲覧することができるというふうにはっきり書いてあげたほうが市民はわかりやすいと思います。ただ開放だけではよくわからないと思います。

松野豊委員長 今画面に三重県の乾さんからあったやつを出していますが、第21条、議会は三重県情報公開条例との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については議会図書室において県民が閲覧できるようにしなければならないという感じのイメージということによろしいですね。

乾委員。

乾紳一郎委員 どういう表現になるかわかりませんが、栗山町はもっと簡明な内容でしたけれども、そういう内容を含めて具体的にはこれから検討するというのでいいのではないですか。

松野豊委員長 栗山町は議会図書室を設置するとともに、これを議員のみならず町民、町職員の利用に供するものとするですね。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 自分も盛り込むべきということで提案した立場でお話しさせていただきますが、確かにさっき言われたとおり図書室の設置と充実というのは1つまとまるかなと思うのです。私は、この条例の第100条の第18項ということがよく念頭になくて、入れるべきか入るべきではないかということで考えたものだから、市民開放という言葉になってしまいました。しかし、開放というと、図書室の充実と規模もあるもので、議会前になったら急にいろいろなことを知りたいと大勢の方が来るとかいろいろあると思うので、文言上は利用することができるということで、あとはお尋ねで議長あるいは事務局の事務上で閲覧できるということでいいのではないのでしょうか。

松野豊委員長 それでは、盛り込む方向で検討するというので整理させていただいてよろしいですか。

伊藤委員。

伊藤貴委員 頭の表示の仕方、それによってださくなるから、その辺を後でお願いします。

松野豊委員長 それでは、24番、図書室の件に関しては盛り込んでいく方向で検討するというので整理をさせていただきたいと思います。

ちょっと休憩をしたいという御意見もありますので、11時まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

松野豊委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、25番ですが、25番については、先ほども申し上げましたように、先ほど議論しました23番と同じ項目でございます。盛り込む方向で検討するというので整理ができておりますので、25番については盛り込む方向ということで再度確認をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、26番、議会市民協議会の設置、市民、学識経験者（10名）というふうにございますが、これはいかがいたしましょう。附属機関的な位置づけなのかなというふうに思いますが、現状では、地方自治法では専門的知見と参考人招致はオーケーとされていますが、附属機関の設置については、総務省の見解では、議会に附属機関は置けないということに現状はなっているようです、御参考までにですが。もうちょっと具体的に言うと、多治見市が特区申請をしているのです、以前に。議会改革特区申請をして、専門的知見ではなくて、執行部が設けるような附属機関を議長の権限で置けるという特区の申請をしていますが、当時、1、2年前だったと思いますが、総務省のほうで却下をされております。今日はあれですけれども、御参考までに委員会が終わったら多治見市議会のホームページを見ていただくと、総務省と多治見市議会とのやりとりがトップページに出ております。盛り込むべきか盛り込まないべきか、法の整理もちょっと含めてやらないといけません、御意見をいただければと思います。

田中人実委員。

田中人実委員 この項目は、どちらが提案されたのですか。

松野豊委員長 議会市民協議会の設置は、4、8、23、29、36、38、39とたくさん提案者がいます。公明党さん、それから民主・市民クラブさん、それから皆さん忘れてはいるようですが、日本共産党さん、それから流政会さん、それから社民党さんも出ています。それから、議会運営委員会です。社民党さん入っていますよ。37から44ですから、38、39で出ています。議会市民協議会の設置、議会基本条例の構成及び項目ということで4月17日に集計しているものからいけば、項目の50番に議会市民協議会の設置とありまして、市民、学識経験者（10名）ということで出ております。あと、事務局のほうで他市の条例の中に市民協議会という記載がある事例があるかどうか。ないですか。

田中人実委員。

田中人実委員 自分で出したのを忘れて済みませんでした。要は、最初の段階だから、どういうものかイメージして出せなかったもので、具体的に設置をして、どういう目的なのか、その辺を決めないと。要するに、市民協議会の方が議会のあり方について何か提言してくれるのか。さっき附属機関的なものは置けないというふうにあったから、その辺の位置づけがわからないと、今ここで入れますとか入れませんとか言えないと思うのですけれども。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 まず、自治法の改正で附属機関が設けられるようになったのではないかというふうに僕は理解しているのだけれども、設けられるようになったと思うのです。

松野豊委員長 ちょっと調べますので、暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時06分

松野豊委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

市議会議長会から出ている標準市議会会議規則標準市議会委員会条例改正に関する通知というのが今手元にありまして、専門的知見の活用と改正地方自治法ということで、第100条の2、地方公共団体の議会は議案の審査または当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項にかかわる調査を学識経験者を有する者等にさせることができるというのが自治法の改正文案で、制定趣旨の中に出ていますが、地方自治法第138条の4に規定されている附属機関は執行機関にしか設置することができず、議会に附属機関を設置することができなかった。そのため、議会が一定の調査研究を踏まえた意見の報告を求めることができなかった。これを法律上明確に位置づけるものが今回の改正であるということなので、附属機関がなかったので、第100条の2を改正して専門的知見が活用できるようにしたという解釈……

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 ではないのだと思うのですけれども、事務局、説明できますか。

倉田次長。

倉田議会事務局次長 私たちの見解というか、事務局方は、附属機関というのはあくまでも地方自治法に載っている附属機関というとらえ方で、あくまでも附属機関は言われているように執行機関しかできませんよと。今回それを自治法の改正で第100条の2の中で、附属機関としてはできないのですけれども、それにかわるものといいますか、自治法上の附属機関ではないと、あくまでも。

乾紳一郎委員 実態としては、附属機関が持てるようになったというふうに説明されていると思うのですよ。例えば流山市でも政治倫理条例のときに審査会を持ってないと。その当時は持てなかったから、執行部側のほうで設置してくださいということになったのですよね。でも、あれは対象としては議員の政治倫理の審査だから、そういうものが議会で持てないので、そういう専門的知見という形で持てるようになったと。情報公開なんかも言われているのですよ。議会だけで情報公開をやった場合に、附属審査をやるための機関が議会では持てないということで執行部側の附属機関でやっていたのだけれども、議会単独でも持てるようになったということで、実態としては附属機関を持てるようになったと、そういうふうに説明をしている人もいたので……

松野豊委員長 仲田補佐。

仲田議会事務局次長補佐 専門的知見を活用する方法としまして、附属機関を議会は持てないという

見解です。それで、専門的知見という形で、例えば政務調査費の支出の調査という形で、税理士さんとか、そういった方に専門的知見の活用という形で外部の意見を聴取すると。意見を聞くというような形の場を持てるのがこの第100条の2の改正ということになるかと思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 ごめんなさい、本筋はそこではなかったの。議会市民協議会の設置について、先ほど田中さんも言ったように、目的が明確ではないので、いろんな役割、例えばこういう市民協議会みたいなのをつくってやる役割、例えば議会のモニター制度、市民モニターなんかもそういう考え方になるのかなというのもあるし、一方では調査権を補強するものとして、何人かの専門家を議会が選定しておいて、その中の人に調査を援助してもらうとかという、そんな意味でも使われている場合があったりするの、ここはもう少し整理をして、私は余りこんな組織をつくってもしようがないなというふうに基本的には思っているの、もう少し内容を煮詰めたほうがいいと思います。

松野豊委員長 法的な整理と内容の煮詰めということですが……

戸部委員。

戸部源房委員 具体的に10名とか問題はあっても、基本的な立場から私はこういう形で、二代表制ですから、執行部に対して議員というのは事務局と今は1名の専門家ですよね。それがバックにあるわけです。党としてのバックとかいろいろございますけれども、執行部に対して具体的な条例の問題1つとっても対抗できないのが現状なのです。そういうことで、できましたらそういうふうな形で議員がちゃんと執行部の監視とチェックができるように、あるいはこれから議員提案として出していく条例等々もきちんとできるようにするためには、議員だけでは問題があるだろうと。そういう意味で、学識経験者も含めた組織を新たにつくってそういう問題を研究していこうという形で私は提案したわけです。それで、乾さんと同じで、専門的知見が議会に与えられたということで、それならば専門的知見より一歩踏み出してということでこれを提案しているということです。それで、それらに関しては専門的知見の活用も含めて今後議論していけばいいのではないかなと。これは、法律の問題とかいろいろございますので、そういうふうに私は解釈しています。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 今戸部さんが言われた、例えばで言われたのでしようけれども、各党派で条例をつくっていくという、もしそういう方針があれば、そういうブレーンが必要ですから、そういう外部のものがいいと思うのですが、それは条例をつくるということだけのための集団になるわけですよね、10名になっても。そういう方法もあるし、さっき乾さんがいろいろ言われたように、いろんなモニター的なことをやってもらうとか、議会改革について提言してもらうとか、いろんなことをやっていただくのであれば、使い道というか、活躍していただく内容が違っていきますので、抽象的な表現になると思うのですが、そういうものはつくっていくということだけでいいのではないかと思います。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 まず最初に、この26の項目についてですが、これ事務局に申し上げたいのですが、私が申し入れたい事項について社民党が載っているという説明がありましたけれども、どの部分でこのことに関連があるのかちょっとわからないのですが、一応載っておりません。そのことを申し上げながら私の考えを申し上げさせていただきますが、この議会市民協議会の設置というのは議会基本条例に載せるか載せないかということですから、補助役かなというふうに思うのですよ。そう思ったときに、それは個性なり能力とかいろいろ違いはあると思うのです、議員一人一人は。しかしながら、4年に1回の審判を受けて出てくるというか、議員となるわけですから、認識を持ってしっかりとやるための基本条例をつくっていくというのに、最初から補助役というか、流政会さんは言ったけれども、最初から補助をつけて条例つくるのもやるのだというのはちょっと矛盾しているのではないかと考えて意見とさせていただきます。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 それで、附属機関が正式に置けなくてもそういう性格を持つものであれば、予算もかかるかもしれないし、それからさっき乾さんが言われた、戸部さんは二元代表制を高めるために執行部への専門的知見の集団みたいな感じだと思うのだけれども、そうなのか、それとも市民から議会に対して議会はもっとこういうところをこうしてくれという市民からの要望を受ける機関なのかが明確ではないので、議論してからその辺のことを決めませんか。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 もう一遍繰り返すのも申しわけないのですが、私が持っている本の中で、山梨学院大学の江藤さん、あの人の本の中でこういう表現があります。三重県議会基本条例では、議会の機能の強化の文脈で、附属機関の設置で（学識経験者）、それから調査機関の設置で（学識経験者、議員）、また検討会等の設置を規定しているというふうに書いてあるのですよ。だから、ここでは附属機関の設置とはっきり……

〔何事か呼ぶ者あり〕

乾紳一郎委員 条名はわからない、解説だから。自治法では、附属機関というのは執行部のものとして定義づけられてきたから、だからそういうふうに事務局が言う解釈なのだろうと思うのだけれども、そうではないふうに受け取っているところもあるので、私は法律上の問題にはならないのではないかなというふうに思いますけれども、さっきも言いましたように、田中さんもおっしゃったように、会議の設置の目的がはっきりしない。専門的知見の活用ということで言うと、宮城県議会では議会アドバイザー制度というのがあるそうです。10名程度の社会科学や自然価格の専門家を議会のアドバイザーとして委嘱して、そして2名以上の議員が事務局に申し込んで、議長の承認を得てアドバイザーから専門的な助言を受けるというふうな制度もあるそうなので、そういうことも含めて議論すればいいと思います。

松野豊委員長 専門的知見で整理しているのか参考人招致で整理しているのかも含めて宮城県議会にちょっと問い合わせをしてみます。

あと、私の知っているところで言えば、四日市市議会が市民モニター制度をやっていますし、三重県議会も、画面に今出していますけれども、附属機関を設置するって明々白々とうたっているのですけれども、一方で先ほど言った多治見市議会は、自治法第138条第4項の自治法改正というのはちなみに平成18年11月24日に施行された。要するに、平成18年11月24日から専門的知見が使えるようになっているのです。そのちょっと前、半年くらい前に、これは多治見市のホームページなのでありますが、地方自治法第138条の4第3項では執行機関に附属機関を置くことができることとされている。このことについては、反対解釈が通説となっており、議会には附属機関を設置することができないとされているところ。今般第164国会において、議会機能の充実を図るため、専門的知見の活用として、議案の審査、事務に関する調査のため、学識経験者等に専門的事項に係る調査依頼を行えることとする地方自治法改正が可決成立したところ。しかしながら、この制度については、あくまでも案件ごとに専門事項についての調査を依頼するのみであり、審査、諮問を行うものではない。このため、一定の掌握のもとに審査、諮問等を行い、意見を表明する機関を議会に設けることができるよう、議会への附属機関の設置を可能とするよう求めるものであるということで、特区申請第9次提案応募で6月30日に多治見市議会がしていて、総務省の回答がここに出ているのですけれども、特区として対応不可と。ちょっと中身は割愛しますけれども、また時間のあるときに皆さんお読みいただければと思いますけれども、多治見市議会はそれであきらめずに再検討要請というのを7月27日にしていて、それに対する回答も総務省は特区として対応不可で、さらに再々検討、再意見提出というのをまた多治見市議会は8月14日にしていて、さらに9月にやっぱり対応不可というのがあるのです。同じ市議会の仲間としては、多治見市は非常にすばらしいなというか、あきらめずにどんどん、どんどん提案しているというのがあるのですけれども、中身を一回整理して……

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 9月15日です。2年前です。要は、法が施行されたのは11月24日なのでありますが、第164国会で可決された、要するに自治法を改正しよう、執行機関のみになっていたから、専門的知見を議会に設けるようにしようというのが国会で決まったのは第164国会なので、多分4月とか5月なのです。それが可決をされて、実際に法として整備されて施行されたのが11月24日、その間にちょうどピンポイントのタイミングで多治見市が特区申請、専門的知見では制約があるから、附属機関というふうに総務省とやりとりしているのですけれども、総務省の見解は、専門的知見と附属機関は違うものだというふうに、ここにずっと細かくその回答が出ていますけれども、その辺もあるんで、一回宿題にさせていただいて、他市の事例も含めて、先ほど乾委員から出た宮城県議会の議会アドバイザー制度であるとか、四日市の市民モニターであるとか、三重県議

会が議会基本条例に附属機関と記したことの背景をちょっと調べてみますので、次回の8月18日の特別委員会で皆さんに御報告して再度審議するというところでよろしいですか、今日のところは。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、27番、当選2年経過時に全議員取り組みテーマ一覧を発表（実績と予定）ということですが、これは前に戻っていただいて9番、議会と議員の自己評価というところで一度議論しております。その議論の結果としては、今後検討していくことではあるけれども、今回の条文には盛り込まないということで皆さんの整理がされておりますが、そういう形でよろしいでしょうか。

酒井委員。

酒井睦夫委員 提案者として一言言わせていただきますが、盛り込まないということは議会基本条例の中に入れられないということですか。

松野豊委員長 前回の会議の中の整理では、今回3月に上程する議会基本条例の中に盛り込むのは難しいのではないかと御意見が委員の方から出ていて、今回の条文には盛り込まないという整理がされています。

酒井睦夫委員 盛り込まないという理解はしていなかったのですけれども……

松野豊委員長 議事録を読み返してください。これいつだっけ、9番。もうホームページにアップされていますか。7月2日は、まだアップされていないですね。皆さんにお配りはしてあるはずですが、9日の分までお配りしていますので、既に配付済みですが……

田中人実委員。

田中人実委員 酒井委員さんに了解してもらえば、こう具体的に書くといろいろあれなので、市民への情報公開の中で議員は絶えず、どう書くかわからないけれども、テーマを設け、研修の成果を市民に積極的に発表しなければならないとか、そういうところでどうでしょうか。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 確認のために申し上げますけれども、議事録をもう一回読めということを言われるとつらいのですけれども、私は否定されたと思っていないものですから、もう一回確認で申し上げますが、市民の議員に対する不満の最大のものは、これはデータでちゃんとあるのですけれども、議員が何をしているかわからないということが最大の不満なのです。その不満にこたえるためには何をしているかということを発表しなければいけないということです。今田中さんが言われたように、個々の議員はみんなやっているのですよ、何らかの形で。議会としてまとめてやっていないということです。だから、全員がそれを書いたものを議会事務局が一覧表をつくって公表しなさいということです。これは、非常に例外的かと思ったら、福島町がもっとすごいことをやっている。議会としてまず1年間の反省をして、あれができない、これができたという総括をしている、議会全体として。それから、個々の議員がそれぞれ毎年私はこういうことをやりました、このことにつ

いては10点満点で何点でしたって自己評価で全部発表していると。福島町全員議員がこれをやっているわけです。私が言っているのは、2年に一遍ですから、非常に緩いので、逆にそんな生ぬるいことではいかぬと、毎年やれということだったら、それは書いていただいてもいいのですが、せめて2年に一遍ぐらいやってはどうか。これをのめない理由は何もないと思うのですよ。市民から見ると、だれがどういうテーマに取り組んでいるということがわかれば、何か相談するときに、これだったらどの議員に相談しようということがわかって非常にいいということですから、否定する理由は何もない、私に言わせたら。

松野豊委員長 竹内主査。

竹内議会事務局主査 事務局の竹内ですが、この9番の部分につきまして私どもで徐々にまとめておるのですが、既に議論された概要につきましてとここで御説明させていただきたいと思えます。議論全体としては、「議会とは」、「議員とは」という基本的項目について全議員が統一的なものができ上がらないと自己評価云々までは進まないのではないかという意見がございました。あと、北海道福島町の行っている事例を参考にということで酒井委員のほうで御提案があったということは記録されております。その各委員のご意見の中で、議会全体の評価をするのはやぶさかではないと。各議員個人の活動は、市民全般に見えない部分であるということは各委員も共通の認識であると。議員個人を評価するのはあくまでも市民であり、自己評価は自己満足的なものに陥りがちになると。開かれた議会という観点から、議会全体の評価は一定で評価できるものではあるが、今後の取り組み課題として来年3月の議会基本条例上程までにこの議論が尽くせるとは思えず、自己評価を否定するものではないという前提のもと、今回の上程部分からは省いていくというもとめでございます。酒井委員の提案については、否定するという意見ではなくて、今後、議員全員が統一的な見解ができてから検討してはどうかということで総括されております。

以上です。

松野豊委員長 若干、僕の記憶と違うのですけれども、私の記憶では、ここにメモも残っているのですけれども、今回の条文には盛り込まないという整理をしていたように記憶しているのですけれども、盛り込まないですよ。ただ、今後検討していくということでいいですよ。今ちょうど開いていますけれども、9日の議事録でそういうふうに整理がされていて、そのときには酒井委員も御納得をいただいているという記憶なのですが、議事録をもう一回全部読み返さないといえませんが、そういう見解です。つまり、今回の案には盛り込まないと。ただ、今後一回上程されて議会基本条例ができた場合にその後の修正が全くできないかという、そういうことではないですから、修正だとかそういうことも含めて、第1回目上げる条例案には盛り込まないという整理がされています。ただし、非常に大事な問題なので、これは今後も議論はしていきましょうという整理になっています。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、次に28番、議会活動への住民参画の確保、これはナンバー13、市民参加一般会議というところと20番の市民と議会の関係というところで一たん整理、議論をしております。これは、盛り込む方向ということで整理していたんでしたっけ。13番をやったときは、4番も一緒ですねと。議会報告会、市民対話集会、議会の説明責任、これも一緒ですねと。だから、4番とともに整理をしていきましょうと。その4番のところを見ていただくと、盛り込むとなっておりますので、盛り込む方向で整理をしたということです。これはよろしいですか、28番は。つまり、4番、13番、20番で議論済みと、一緒にするというので、お疲れさまです。長い道のりでしたが、議論は一通りつきました。では、この盛り込みたい条項についてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 (3)、今後のスケジュールです。協議内容案ということで、次回は8月18日月曜日朝9時半から12時まで、第10回特別委員会ということで、いよいよ第10回目になりますが、大体1回が途中から2時間半、9時半に早めたと。最初は、10時から12時間で2時間でしたけれども、単純に計算するともう20時間以上議論しているというこの特別委員会ということになります。次回やろうと思って予定しているのは、1つは10月4日のシンポジウムについてです。これは、パネラーの方であるとか細かいプログラムの内容については以前に一度十分議論をしております。細かいところについては正副委員長に御一任いただけるという皆さんの御了承をいただいておりますので、今正副委員長と事務局で具体的に内容を詰めている段階です。

それから、もう一つは、チラシを9月までに刷り上げて、9月から議員に大体目安としては1人100枚ぐらいずつチラシをお渡しして10月4日のシンポジウムの呼び込みをしてもらおうということで、これは特別委員会の予算どりも我々で協議してしたわけですが、ちょっと第何回か忘れちゃったけれども、以前の会合の中で田中人実委員のほうから、業者に発注すると高くつくから、輪転機とか回して自分たちで手づくりでつくったほうがいいのではないかという御提案をいただいて、場合によっては田中人実委員の輪転機で紙代と印刷代だけ払ってくれば安く手伝うよというありがたいお言葉をおっしゃっていただいて、皆さん委員の中でも、そうおっしゃっていただくなら田中人実委員にお願いしようということになっておりましたが、8月18日に田中人実委員のほうから、チラシ案というか、こんな感じのチラシでどうでしょうかということをお示しいただくということで考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

田中人実委員。

田中人実委員 輪転でも刷れるよというのは、自治基本条例の皆さんがつくった、簡単なパソコンで我々がやったような案であればできますよという意味ですからね。その辺の食い違いがあるみたいです。事務局、どうなのでしょう。

松野豊委員長 竹内主査。

竹内議会事務局主査 チラシにつきましては、これから作業を進めていくわけなのですが、紙質やデ

ザインなど委員の皆さんもいろいろな意見があるかと思うのですが、予算の範囲内で対応できる形で詰めておりますので、カラーや単色によっても方向性は変わってきますが、その辺は皆様に案をお示しして、色をつけたほうがいいのではないかとか意見にも対応できるよう予算の範囲内で行うのが基本であります。輪転だけでやりますよということは確定ではありませんので、次回8月18日の日に幾つかシンポジウムのチラシの案についてお示しをさせていただいて方向性を御議論いただきたいと考えております。

松野豊委員長 私の記憶だと、当初は業者に頼んでカラーでやりましょうということで予算を示したときに、この会議の中で何もカラーで必ずやる必要はないのではないかと。手づくりで簡単なもので、そんなに凝ったものでなくてもいいのではないかとという御提案が田中人実委員から最初にあった、市民協議会の方々も手づくりでやったわけだし、我々も手づくりでやるべきなのではないかという話があって、その流れの中で、輪転ぐらいはやりますよという流れだったように記憶しているのですが……

田中人実委員 そのときは、デザインどうするのかとか、それは我々委員が考えるのを前提に話したからね。案ができ上がれば、それを輪転にかけるだけだから、インク代と普通紙でよければそんなにかからないでしょうという話です。そうすると、レイアウトから何から用意してもらわないと。

松野豊委員長 それは、皆さんにもお願いしたいことですが、事務局と正副委員長で、いわゆるあらあらの案は出しますけれども、それを皆さんで協議させていただいて、カラーか単色にもよりますが、これが輪転でできるものであれば、お願いできればという事です。スケジュールも迫っておりますので、それを8月18日に案としてお示しします。そのときにプログラム内容もあわせてお示ししたいと思います。

それから、骨子の作成方針について少し18日はやりたいと思います。骨子というのは、具体的な表現云々というよりも目次です、簡単に言うと。目次をちょっと他市をいくつか一覧でつくってお示しますので、入れる項目、大項目について、これを入れるかどうかとか、この中には何を盛り込むかということの議論を時間の許す限りしたいと思います。

その次に、8月21日、ちょっと日が迫っていますが、18日ですぐ21日なのですけれども、中2日しかないですけれども、骨子内容についてさらに審議をして、それからシンポジウムの内容、チラシの案を18日にお示しますから、中2日しかなくて大変恐縮なのですが、その案でよかったかどうかというのを皆さんに一回持ち帰っていただいて21日に決定をしたいと。9月議会中に各議員に配付するという段取りをとりたいなというふうに思っております。

その後、今決定している予定では、10月4日の土曜日、議会基本条例シンポジウム、生涯学習センターで、特別委員会委員は午前11時に現地に御集合いただいて、シンポジウムそのものは13時半から16時半と、3時間という形で予定をしております。その後、10月25日土曜日、議会報告会、市民との意見交換会ということで南流山センター、これと1月15日、北部公民館、それぞ

れ開始時間が2時で終了時間が16時という形でスケジュールを考えております。

それと、以前ほかの市の条例をそれぞれ配付させていただいたと思うのです。なので、18日までにその目次の部分とか中身をちょっと御研究してきていただきたいなと。もちろん当日にその目次の部分を並べた資料は皆さんに配付いたしますけれども、中身については少しそれぞれ個々人で研究をしてきていただきたいというふうに思います。

それから、今後のスケジュールでいきますと、9月初旬にいわゆる骨子案を完成させて、条例のたたき台を完成させるというのが9月4日前後かなというふうに当初の予定ではしておりますけれども、8月18日と21日の会議をしてみないと何とも言えないのですが、恐らく9月にあと1、2回会合を持たないとちょっと厳しいかなという感覚もしております。9月にやるのか8月にもう一回やるのかを含めて、今日決めるということではなくて、少し御意見をいただけたらなと思います。前回の委員会では、土曜日とか夜間やってもいいのではないかという御意見も出ていましたが、9月にやるとすれば、本会議がありますので、土曜日にやらざるを得ないかなというのと、前回の会合の最後では、田中人実委員のほうからも、場合によっては朝10時から5時ぐらいまでぶっ通しで集中審議してもいいのではないかという御提案もいただいておりますが、その日にちを今日決めたほうがいいのか8月18日で決めるかということも含めて御意見いただければと。

田中人実委員。

田中人実委員 私の希望は、全協が8月25日、その前にやってもらいたいのです。要は、9月で議案の説明を受けて、一般質問も抱えていますし、それから決算もやらなければならないので、議会中のあいた時間という考え方もあるのでしょうかけれども、ちょっと切りかえたいのですよね。やっぱりそっちに集中したいと。そういう意味からいうと、8月中で、18日になるとまたスケジュールが詰まっているというのであれば、今日ちょっと手帳を見てもらって、土曜日でも1日ぶっ通しでやると。2時間ぐらいの会議を4ラウンドやると。そうすれば8時間でしょう。

松野豊委員長 いかがでしょうか。皆さん、手帳は今ございますか。

乾委員。

乾紳一郎委員 その日程合わせをする前に、スケジュールの問題として、1つは、前回のときに一通り終わった段階で傍聴してこられた方と意見交換を少しやろうというふうに確認をしているはずなので、それは次回にでも……

〔何事か呼ぶ者あり〕

乾紳一郎委員 今日やるのね。わかりました。それはいいです。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤貴委員 話を後に戻して申しわけないのだけれども、さっきのチラシの関係なのですが、この間キャッチフレーズ云々って皆さんから出されていると思うのですが、せっかくですから、そのチラシの中にどれか選んでキャッチフレーズを入れないとアクションが弱いかなというふうに感

じます。

松野豊委員長 整理します。今議会だよりの原稿を配付します。

〔資料配付〕

松野豊委員長 議会だよりの中で、皆さんからはキャッチコピー案を幾つかいただいているのですが、市民からも募集しようという話になったのです、その特別委員会の中で。では、どういふふうに募集しようかと。予算がない中で、議会だよりの中でその公募をかけようということで、今お配りしているのはゲラ原稿なのですが、8月15日に全戸配布されますけれども、ここにキャッチフレーズを募集しますということにしまして、締め切りは9月5日で設定をしますので、10月4日のシンポジウムでキャッチフレーズを発表しますということになっているので、チラシには入れられないのです。ということなので、そういう議論のもとにこういう整理をさせていただいたので、キャッチフレーズは9月5日が締め切りとなっていますが、発表はシンポジウムでしますよということになっているので、それで整理します。

戸部委員。

戸部源房委員 日程の問題なのだけれども、9月定例議会は、やっぱり整理する必要があるので、1回はいいと思うのです。そのほかは、できたら、先ほど田中委員が言われたように、その前に集中的にやろうと。

松野豊委員長 わかりました。

そうしたら、8月18日、21日ですから、次の週、24日の週ですね。24日の週で丸一日あいている日……

暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時45分

松野豊委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

8月28日の木曜日、御都合悪い方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、8月28日は……10時から8時間ということは4セットで9時とか10時になりますよ。休憩も入るので、10時から12時、13時から15時、休憩入れて15時半から17時半、6時ぐらいまでとっておいてください。10時から6時。2時間ずつやったら、休憩なしでぶっ続けてやって5時ですよ。では、5時にしますか。

〔何か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、10時から5時。草間研究員に28日と連絡しておいてください。

あと、会議室か。会議室が使えるかどうか今確認中。今会議室があいているか確認してもらって

いますので、少しお待ちください。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 済みません。12時に終わりたいという方が私も含めて何名かいらっしゃいますので、ここで前回ありました傍聴者の方からの御意見、御感想をいただきたいと思いますが、前回の議論の中では、2日前でしたけれども、藤井副委員長のほうから、ほかの市議会では、例えば常任委員会で陳情、請願の意見陳述をする際に流山市議会の場合は一たん休憩を入れて、休憩をして発言をいただいていると。近隣市の市議会では休憩を入れないでそのままやっているけれども、この特別委員会の傍聴者の方に御意見を聞くときにはどうすればいいのかという見解を事務局に聞いたのですが、そのときはこの委員会で決めればいいのかという話でしたが、その後いろいろ整理を試みましたが、参考人招致の関係とか意見陳述の関係で議会の規則であるとか申し合わせで決めているのですが、今日の段階では休憩をさせてください。今後休憩をしないでやれるかどうかについては、他市がどういう運用をしているとか、その辺の整理をしてからにしないと、このまま休憩しないでやってしまうと今までの流山市議会のルールをこの委員会で逸脱することになってしまうので、そこは御理解をいただければというふうに思います。

ということで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 零時03分

松野豊委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

その他何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、次回は8月18日9時半となりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして議会基本条例策定特別委員会を終了いたします。

閉会 午後 零時03分